

矯正施設被収容者食料給与規程

〔平成7年3月17日法務省矯医訓第659号
大臣訓令 矯正管区長，矯正施設の長宛て〕

改正 平成 8年 2月15日法務省矯医訓第 303号
 平成 9年 2月17日法務省矯医訓第 304号
 平成10年 3月17日法務省矯医訓第 649号
 平成11年 3月16日法務省矯医訓第 803号
 平成12年 3月 2日法務省矯医訓第 587号
 平成14年12月25日法務省矯医訓第5653号
 平成18年 3月30日法務省矯医訓第2078号
 平成27年 3月31日法務省矯医訓第 1号

第1条 この規程は、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院（以下「矯正施設」という。）に収容された者（以下「被収容者」という。）に対し、適正な食料を給与するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条 被収容者に給与する主食は、米麦又はその他適当な代替品とする。

第3条 被収容者に給与する主食の区分及び一人一日当たりの給与熱量は、次のとおりとする。

		主食 区分	給与熱量 (Kcal)	
			男	女
刑務所	成人	A食	1,600	1,400
		B食	1,300	1,200
少年刑務所	成人	C食	1,200	1,100
拘置所	少年	甲食	1,700	1,400
		乙食	1,500	1,200
少年院		—	1,700	1,400
少年鑑別所		—	1,500	1,200
婦人補導院		—	—	1,200

第4条 被収容者に給与する主食及び副食の一人一日当たりの標準栄養量は、次のとおりとする。

		性	主食	熱量	たんぱく質	脂質	Ca	V. A	V. B ₁	V. B ₂	V. C
			区分	[Kcal]	[g]	[g]	[mg]	[μg RE]	[mg]	[mg]	[mg]
刑務所 少年刑務所 拘置所	成人	男	A	2,620 (1,020)	90.0 (60)	58.0 (50)	700 (650)	750 (750)	1.40 (0.70)	1.60 (1.20)	100 (100)
			B	2,320 (1,020)	84.0 (60)	56.0 (50)	700 (650)	750 (750)	1.40 (0.70)	1.60 (1.20)	100 (100)
			C	2,220 (1,020)	82.0 (60)	56.0 (50)	700 (650)	750 (750)	1.40 (0.70)	1.60 (1.20)	100 (100)
		女	A	2,300 (900)	81.0 (55)	52.0 (45)	650 (600)	600 (600)	1.10 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)
			B	2,100 (900)	77.0 (55)	51.0 (45)	650 (600)	600 (600)	1.10 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)
			C	2,000 (900)	75.0 (55)	50.0 (45)	650 (600)	600 (600)	1.10 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)
	少年	男	甲	2,830 (1,130)	97.0 (65)	68.0 (60)	850 (800)	700 (700)	1.50 (0.70)	1.70 (1.20)	100 (100)
			乙	2,630 (1,130)	93.0 (65)	67.0 (60)	850 (800)	700 (700)	1.50 (0.70)	1.70 (1.20)	100 (100)
		女	甲	2,400 (1,000)	84.0 (58)	57.0 (50)	750 (700)	600 (600)	1.20 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)
			乙	2,200 (1,000)	80.0 (58)	56.0 (50)	750 (700)	600 (600)	1.20 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)
	少年院	男		2,830 (1,130)	101.0 (70)	68.0 (60)	850 (800)	700 (700)	1.50 (0.70)	1.70 (1.20)	100 (100)
		女		2,400 (1,000)	84.0 (58)	56.0 (50)	750 (700)	600 (600)	1.20 (0.40)	1.40 (1.00)	100 (100)
少年鑑別所	男		2,610 (1,110)	97.0 (70)	67.0 (60)	850 (800)	700 (700)	1.50 (0.70)	1.70 (1.20)	100 (100)	
	女		2,200 (1,000)	80.0 (58)	56.0 (50)	750 (700)	600 (600)	1.20 (0.40)	1.40 (1.00)	100 (100)	
婦人補導院	女		2,090 (890)	77.0 (55)	51.0 (45)	650 (600)	600 (600)	1.10 (0.40)	1.20 (1.00)	100 (100)	

※ () 内は副食の標準栄養量

第5条 矯正施設の長は、被収容者の養育する子に給与する食料については、医師の意見を聴き、適宜これを定めることができる。

附 則

1 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

2 少年食料給与規程（昭和24年矯総甲第43号法務総裁訓令）、収容者食料給与規程（昭和24年矯保甲第47号法務総裁訓令）、外国人収容者食料給与規程（昭和26年矯保甲第203号法務府訓令）及び婦人補導院食糧給与規程（昭和33年矯正甲第317号法務大臣訓令）は、廃止する。

附 則〔平成8年法務省矯医訓第303号大臣訓令〕

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則〔平成9年法務省矯医訓第304号大臣訓令〕

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則〔平成10年法務省矯医訓第649号大臣訓令〕

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則〔平成11年法務省矯医訓第803号大臣訓令〕

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年法務省矯医訓第587号大臣訓令〕

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年法務省矯医訓第5653号大臣訓令〕

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則〔平成18年法務省矯医訓第2078号大臣訓令〕

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則〔平成27年法務省矯医訓第1号大臣訓令〕

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。